

消 防 予 第 2 3 1 号
平成 1 6 年 1 2 月 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 }
東京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

登録認定機関が認定をした消防用設備等又はこれらの部分である
機械器具に付する表示及び指定認定機関が付していた表示の取扱い
について（通知）

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該設備等の技術基準に適合することを認定する機関については、平成 1 6 年 3 月 2 6 日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 6 年総務省令第 5 4 号）により、従来の指定認定機関が廃止され、登録認定機関として登録された法人が認定の業務を行うこととなっているところです。

今般、登録認定機関制度への移行に伴う経過措置として設けていた、指定認定機関が認定業務を行うことができるとされる期間が終了し、1 2 月 1 日以降に認定される消防用設備等又はこれらの部分である機械器具は、全て登録認定機関により行われるものとなったことから、登録認定機関が認定を行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する表示等について通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 登録認定機関が付する表示について

次の表の左欄に掲げる法人について、同表の中欄に掲げるものについて設備等技術基準に適合していることを認定したときに付する表示を右欄のとおりとしたこと。

法人の名称	認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	認定を行ったものに付する表示の様式
財団法人日本消防設備安全センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内消火栓及び連結送水管の放水口 2 合成樹脂製の管及び管継手 3 ポンプを用いる加圧送水装置 4 加圧送水装置の制御盤 5 総合操作盤 6 噴射ヘッド 7 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備(以下「不活性ガス消火設備等」という。)の音響警報装置 8 不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板 9 放出弁 10 不活性ガス消火設備等の選択弁 11 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤 12 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール 13 定圧作動装置 14 火災通報装置 15 避難はしご 16 すべり台 17 避難ロープ 18 救助袋 19 開放型散水ヘッド 20 パッケージ型消火設備 	<p>1</p>  <p>外環と内環の径の比率は、5 : 3とする。</p> <p>2</p> <p>シヨウボウチヨウトウロク F E S C ニンテイ</p>

<p>社団法人電線総合技術センター</p>	<p>電線（消防法施行規則第12条第1項第4号ニ（ロ）ただし書に規定する電線及び同項第5号ロただし書に規定する電線をいう。）</p>	<p>1</p>  <p>2</p> <p>トウロクニンテイキカン JCT ニンテイ</p>
<p>社団法人日本消防放水器具工業会</p>	<p>スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管に使用される送水口</p>	
<p>社団法人全国避難設備工業会</p>	<p>避難器具用ハッチ</p>	 <p>外環の径は27mmとする。</p>
<p>社団法人日本電気協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 キュービクル式非常電源専用受電設備 2 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤 3 蓄電池設備 4 誘導灯 	
<p>日本消防検定協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動火災報知設備の地区音響装置 2 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン 3 非常警報設備の放送設備 4 パッケージ型自動消火設備 	

	5 総合操作盤	
社団法人日本内 燃力発電設備協 会	自家発電設備（消防法施行規則第12 条第1項第4号ロに規定する自家発電 設備をいう。）	 <p>外環の径は18m m、内環の径は11. 25mmとする。 認定マークの色は黒 とする。</p>

2 指定認定機関が付していた表示について

総務大臣又は消防庁長官により指定されていた指定認定機関にあっては、平成16年11月30日をもって、登録認定機関制度への移行に伴う経過措置の期間が終了したところです。指定認定機関として指定されていた法人が、登録認定機関として登録を受けた場合にあっては、当分の間、旧指定認定機関の表示を使用することが可能である旨は、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成16年3月26日付け消防予第49号、消防安第42号、消防救第60号）等により周知しているところです。今回、登録認定機関制度への移行にあたり、新たに「社団法人日本電気協会」により認定が行われることとなった「低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤」、「蓄電池設備」及び「誘導灯」のうち、従来指定認定機関である「社団法人日本配電盤工業会」、「社団法人電池工業会」及び「社団法人日本照明器具工業会」において認定が行われていた製品については、当分の間、旧指定認定機関の表示が付されることもあります。これらの指定認定機関による表示についても、登録認定機関によって付されたものと同等のものとして取り扱われるよう、特段の御配慮をお願いします。